

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第三編 労働組合・共産党およびその他の大衆運動対策

第一章 労働組合・大衆運動対策

メーデーに人民広場の使用を禁止 一九五〇年の五・三〇事件(本年鑑第二四集参照)以来、政府は、人民広場を「神聖な場所」であるという理由で、政治的・宗教的集会およびデモンストレーションに使用させない方針をたてた。しかし、事実上は、政府の主催する行事や、アメリカ軍ないし日本警察の分列行進などには、しばしば使用されていたのである。

日本労働組合総評議会は、戦後の慣例にしたがい、またそれ以外に適当な広場がないため、一九五一年五月一日の第二二回メーデー中央集会には人民広場を使用したいと申請した。政府は、厚生省と警視庁を中心に、この申請を許可するかどうか検討し、一時は閣議でも許可すべきであるとの意見がでたと伝えられたが、四月二四日菅野内閣官房副長官が京都へ行って、遊説中の吉田首相の意向をきいた結果、はっきり許可しないことに方針をきめた。

政府は、できるだけ労働組合を刺戟しない方が有利とみて、四月二五日、菅野内閣官房副長官が、総評の柳本組織部長(メーデー実行委員会事務局長)らと会見し、了解をもとめたが、けっきょく物別れとなった。

二七日、占領軍総司令部が、「連合国最高司令官は皇居前広場の使用について政府が定めた諸制限を守ることを希望しかつ期待する」と発表した。このときの情勢を、朝日新聞は、「総司令部のこんどの発表は、政府はもちろんだが、総評としても、参加組合へこれで申訳がたつといった空気もないわけではない」と評した(四月二八日)。総評は、ただちに総司令部の意向を加盟各組合につたえ東京での中央メーデー集会はいっさいおこなわないとの態度を決定した。

総司令部発表の全文は、つぎのとおりである。

連合国最高司令官は皇居前広場を集会場として使用することについて日本政府が発令している諸制限を日本の諸団体が守ることを望みかつ期待すると二七日声明した。

メーデーの集会に皇居前広場を使うことについて日本政府と総評とが論争しているとの新聞報道を総司令部内で慎重に検討した結果この声明となったものである。政府としては全国的な性質のものでない集合に同広場を使用することは公衆のためにならないから命令によって禁止することに決めたのである。日本政府は皇居前広場以外の場所、たとえば明治神宮外苑などをメーデーの祝賀に使用するよう労働団体に提案した。

政府はこのように決定したのであるから現行の諸制限に違反する行動は個人または団体を問わず公共の秩序を乱す危険を伴う。占領の安全を危険にさらさないような公共の治安と秩序とを確保することが最高司令官にとって窮極の責任である。それゆえ、この根本的な責任に反する事態を起したり進展させたりするようなことは最高司令官として重大な関心事である。

この問題につき最高司令官として声明を発表したが、しかし、公衆の集会の権利を保護し、日本の自由な民主的な労働運動の健全な成長を奨励してゆくことは最高司令官の心から切望するところである。

日本政府は東京その他の都市で別に適当な便利のよい場所を使うようにいっているのであるから、上記の基本的な目的は尊重されているものと考えられる。

二九日、次官会議もメーデーの人民広場使用禁止を正式に決定し、つぎのような厚生次官談を発表した。

皇居前広場は、厚生省の内規である利用管理規程で、昨夏からもっぱら国家的な式典やレクリエーションなどに使用、政治的な集合には使わぬことにきめている。こんどは、警視庁の意向もあり、許可しないことにした。

このようにして、戦後、毎年挙行されてきた人民広場における中央メーデー集会は、断念することを余儀なくされたのである。

しかし、占領軍、日本政府および総評幹部の以上のような動きにもかかわらず、「統一メーデー促進会」は、独自に、しかもきわめて短時間の準備によって、東京都内数カ所でメーデー集会を組織することに成功した。

一方、総評幹部は、メーデーより二日後の皇居前広場における憲法記念式典に、大衆動員を伴わないで「参列」し、武藤議長以下三七名が検挙され、各新聞もこれを大きく取扱ったが、全員即日釈放されたことが注意をひいた。

五月一〇日、参議院本会議において、社会党の山花秀雄議員は、「労働組合運動弾圧に関する緊急質問」をおこない、これに対して保利労働大臣がつぎのように答弁した。

五月一日の中央メーデーの開催場所として問題となった皇居前国民公園の使用問題に関しては、去年の五月三〇日にあの広場に於て集会が行われた際、不幸にも進駐軍々人に対する不祥事件が起き、それを動機として、この国民公園の管理のあり方について各方面から非常な論議が行われた。政府としても、場所柄であるからこの管理については特に慎重な考慮をした結果、国民公園管理規則について所要の改正を行い、その指摘のようにあの広場を政治的目的乃至宗教的目的のためにする集会或いは示威行進又は社会の安寧秩序を乱すおそれのある集会・示威行進は、将来使用禁止にするという決定をした。そこで今回総評議会が主催者となって中央メーデーを同場所に於て行いたいという申出があったが以上のような方針に照らして……山花さんは純然たる労働者の祭典であるといわれるし、私も無論今回のメーデー主催者の総評議会の幹部の人々が、従来の、とかく相当の批判があったメーデーのあり方について深く検討し、醇乎たる文化的な労働祭を持ちたいということを熱心に苦心していたことについては私もよく承知していたから、従って皇居前広場を用いなくても、政府としては皇居前広場の使用規則は以上の如き使用方針であるから、明治神宮の外苑等最もこの祭典を行うのにふさわしい場所の斡旋もし、何とか労働者の祭典として、賑やかな、意義あるメーデーを持つように、政府としては誠意を尽くして総評議会の幹部に勧めたが遺憾ながらこのことができずして、中央メーデーを持たなかったということに対しては私は非常に遺憾に思う。併しこれを以て、政府が労働組合乃至労働運動弾圧のためにこのような措置をとったと言われることは誠に不本意であり、国家再建の大目的を達成して行くには、労働者の自発的な蹶起と協力なくして国家再建の困難なことは当然のことであるから、従って自由で民主的な労働運動が健全に発展してゆくことは、吉田内閣一貫しての方針として、その結果が、一時相当日本の労働運動が一部の破壊勢力に左右されるというおそれがあったその域から脱して、真に自由にして民主的な健全な労働組合運動の方向を辿り、それが総評議会の結成となって、今日将来を期待されるようになっていくものと考え、我々は決して労働運動を抑圧するなどという意図は毛頭ないことを重ねてくりかえし了解を得たい。

なお最高司令官の見解発表について政府が何らかに関与したようにきこえる話もあるが、そのようなことは絶対にない。その点は特に了解をねがう。

また、同じ質問に対し、大橋法務総裁がつぎのように、答弁した。

五月三日に警視庁において三七名の労働組合員諸君を逮捕したが、これは憲法記念式典執行中、参列者の一部が集団を組んで突如労働歌を高唱し、赤旗をふってデモ行進を開始し、或はビラを式場内に撒布する者があったので、直ちに東京都公安条例及び占領目的阻害行為処罰令違反の現行犯として、これらの集団行動の指導者と認められる者及び検挙を腕力によって妨げる者等を逮捕するに至ったのである。これらの事実については現に検察当局において捜査中であるが、このような行動は決して正当な労働運動と認めるわけにはいかない。これを逮捕したことは、警察として当然の処置であり、労働運動に対する弾圧ではない。

次に憲法記念の式典には数万の国民の参集が予想されて参集者に対しては東京都特別区公安委員会から、銃器その他の危険物及び国旗以外の旗、プラカード類を会場に持ちこむこと、及び集団行進又は集団デモに亘らぬようにという条件が附せられていたのであって、これらの条件を守って式典を平穩に執行するためには当然相当数の警察官を必要とした。当日式場及びその周辺の警備に当った警察官は、警視庁所属の約二、〇〇〇名であって、この程度の人員は決して過大とは思えない。又これらの警察官の行動については、或は挑発的行動があったのではないか、或は暴力行為があったのではないか、こういう質問があった。この点は私は今承知していないが、併し発言は極めて重大であると考えるので直ちに調査をして事実を明らかにしたいと考える。

次に五月四日に三七名の諸君を釈放しているが、この釈放したのは、捜査上拘留の必要がないという理由で釈放したのであって、これは決して関係者が容疑の事実について認めたとか認めないとか、いうことは別に理由になっているわけではない。全く捜査上拘留の必要がないという理由で釈放した。事実は今なお捜査中であることを附言しておく。

公安条例・ウイロビー覚書による集会禁止 八月一五日を頂点として、平和擁護をめざす大衆運動は非常な昂揚をみせた(第二部第二編第五章 集会・デモ・抗議運動)。たとえば、八・一五記念日には、労働者が中心になり、「平和大会」や大規模な「盆踊り」が全国約三〇カ所でおこなわれたが、この記念日の前後に、公安条例あるいはウイロビー覚書による集会禁止が頻発した。

しかし、またこの時期には、八月一六日、茨城県安中でおこなわれた「全関東レクリエーション大会」、あるいは八月二六日の御嶽「平和ハイキング」などにみられるごとく、どちらかという、警官隊は労働者に翻弄されていたといえよう。

サンフランシスコ条約反対ストに当局談 八月二九日、労働省はつぎのような当局談を発表した。

今次の平和条約に反対するために労働組合がストライキを行うべき旨を唱える者が一部にあって労働組合の中にあってもこのために近くストライキを行おうとする計画のものが、ごく一部ではあるが存在するようにきいている。しかしながら今回の時期においてかかる純粋に政治的なストライキを行うことは何ら組合員にとっても徒らに賃金を失うのみで何ら益するところがないのみならず使用者に不当な損害を蒙らしめるものであって、かかる行為は労働組合の有する団体行動権の濫用であるといわざるを得ない、従ってかかる不当な争議行為については当然組合法上も「労働組合の正当なる行為」としての保護をうけることが出来ないこととなるのであって、労働省としてはこの点に関して重大な関心をもたざるを得ない所である。労働組合の組合員及び指導者諸君においては、万一にもかかる不当な争議行為を行うことのないよう十分自重されんことをここに切望し、強く注意を喚起する次第である。

特殊犯罪捜査要綱 サンフランシスコ会議開催を機会に、国家地方警察本部は、「交通・通信や基幹産業などに対する妨害、破壊や群集犯罪、思想的・政治的背景をもつ密出入国、密貿易など」のいわゆる特殊犯罪についての捜査要綱をきめ、全国各隊長に指令を発した。

- 一、捜査体制の確立。
- 二、「教えかつ戦う」検挙の徹底－特殊な捜査技術をつねに教育しつつ、検挙力を向上させる。
- 三、鑑識の強化。
- 四、情報の強化。
 - (1)容疑団体、集団の動向と情報の収集・整理を強化する。
 - (2)内偵線、聞込み点を重点的に強化するとともに、尾行、張込みなどを強化する。
 - (3)特殊犯罪の主体となるおそれのある団体、団員の名簿をつくり、人相、特徴、写真、指紋、筆跡、交友関係など捜査資料を整える。
 - (4)犯罪発生のおそれのある場所や謀議のおそれのある場所などの名簿や附近の略図、見取図、写真などを整える。
 - (5)特捜専従班の要員と整備を強化し、できるだけ機動化する。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
